

誰とつながる？



何につながる？

太子町つながる居場所づくり事業



～ つかいかた いろいろ、やりかた ひろがる ～
地域のつながる居場所 (BASE) をつくろう

世代や性別、心身の状況などにかかわらず
みんなでゆるやかにつながる



居場所づくりの費用を
助成します



太子町生活福祉部社会福祉課

電話：079-277-1013 FAX：079-277-6031

E-mail：fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp

〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280 番地 1 (行政棟 1 階⑥番窓口)

対象団体

5人以上で運営する自治会やその他これに類する団体
(半数以上は太子町民で構成され、代表者と会計責任者がおり、経理用の金融
機関口座がある団体)

対象要件

- ① 年齢や性別、心身の状況などを問わず、地域住民が緩やかにつながる居場所
を2か月に1回以上（少なくとも4か月に1回以上）運営できること
- ② 2年以上継続する見込みがあること
- ③ 1回につき概ね90分以上開催すること
- ④ 居場所の運営において知り得た情報を適正に取り扱い、必要に応じて行政機
関その他の関係者との間で情報の交換や連携をすること

補助金額

下記の限度額内の対象経費の合計額と、150,000円を比較して少ない方の額を
予算の範囲内で助成します

経費区分	対象経費	補助金の限度額
環境整備費	インターネット回線整備費用 (モバイル回線用ホームルーター機 器の設置もしくは固定回線及び無線 LAN(Wi-Fi)ルーター機器の設置に 係る初期経費)	80,000 円 (初年度のみ)
	備品購入費(家電・調理機器、遊具)	1年度あたり 30,000 円
活動運営費	通信費(環境整備費で整備したイン ターネット回線に係るものに限り)	1月あたり 5,000 円
	人件費(謝金)、旅費(交通費)、消 耗品費、印刷製本費、役務費、保険 料、使用料及び賃借料	1回あたり 5,000 円 (年間 120,000 円を限 度)